

平成31（2019）年2月5日【火】  
於 栃木県公館 大会議室

第175回 栃木県都市計画審議会  
会 議 録

1. 開催日 平成 31 (2019) 年 2 月 5 日 (火)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 15 名

福田委員、藤島委員、大森委員、森本委員、  
 枳委員、青山委員、稲葉委員、掛江委員(代)、  
 石原委員(代)、浅川委員(代)、坂口委員(代)、  
 齋藤委員、山田委員、中島委員、螺良委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計  
 画審議会規程により代理出席が認められております。

午後2時30分 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第175回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたり、県を代表して江連県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○栃木県県土整備部長 皆さんこんにちは。県土整備部長の江連でございます。

本日は大変御多用の中、今年度3回目となります審議会に御出席を賜りましたこと、御礼を申し上げます。また、日ごろから県政全般、特に我々県土整備行政の推進にあたりましては、多大なる御理解と御支援をいただいております。この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げるところでございます。

今年は、栃木県版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「とちぎ創生15プラン」が4月からいよいよ最終年度となります。また、栃木県の重点戦略である「とちぎ元気発信プラン」、それから我々の「県土整備プラン2016」も4年目ということで、いよいよ折り返しを過ぎて仕上げに向けて動き出す年でございます。特に「とちぎ元気発信プラン」の中では、5つの重点戦略である「人づくり」、「成長」、「安心健康」、「安全快適」、「地域づくり」のさらなる推進を図ることとしておりますので、引き続き御支援を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

こうした中、栃木県の都市行政につきましては、昨年2月にこの都市計画審議会に専門委員会を設置していただきまして、都市づくりの基本方針となる「次期都市計画区域マスタープラン」及び「とちぎの都市ビジョン」の改定作業を進めていただいております。都市のスポンジ化と言われるような市街地内の空き地・空き家への対応、既存集落におけるコミュニティの維持、頻発する異常気象等への防災対策、さらにICT等新技術を駆使した次世代への対応など、昨今の緊要かつ新たな課題に的確に対応しながら、5月から新しい年号となりますが、平成に続く新たな時代に向けて、これからの栃木県における都市づくりの基本的方向を示していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、区域区分の変更に係るもの1件、都市計画道路の変更に係るもの1件、土地区画整理事業の事業計画の決定に関する意見書に係るもの1件について調査審議をいただきますとともに、報告事項といたしまして、先ほど申し上げましたが「とちぎの都市ビジョン改定素案」につきまして報告を予定しているところでございます。委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から広く御審議、御意見をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

結びになりますが、今後とも栃木県の都市行政の推進になお一層の御助言、御協力をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 本日は、委員20名のうち出席者は14名となっていることから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

なお、先ほど大森委員から遅参する旨の御連絡をいただいております。大森委員が参加されますと出席者は15名となりますので、併せて御報告いたします。

それでは、第175回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について御審議をお願いいたします。議事の進行について、森本会長よろしくお願ひいたします。

○議長 皆さんこんにちは。それでは議事を進めさせていただきます。

まず最初に、議事録署名人についてですが、委員名簿5番の証委員と、名簿7番の青山委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件としては、お手元の「次第」にございますように、「宇都宮都市計画区域区分の変更について」のほか、付議案件が2件、報告案件が1件でございます。

審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。

第2号議案につきましては、提出されている意見書に対する審議が、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議にあたりますので、審議の一部を非公開とさせていただきます。

また、第3号議案でございますが、土地区画整理事業の事業計画の決定に関する意見書の内容を審査するものであり、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議にあたることから、こちらも審議を非公開とさせていただきます。

また、本日1名の方から傍聴の希望がございましたので、傍聴を認めることといたします。傍聴される方は、傍聴要領に従い、会議が円滑に進むよう御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、先ほど事務局から説明がありましたが、本日、大森委員が遅参するということですので、到着次第議事に参加していただきます。御了承いただければと思います。

なお、本日、螺良委員が16時頃でしょうか、所用により途中退席すると事前に伺っております。承諾をしておりますので、こちらも御了承いただければと思います。

それでは、第1号議案「宇都宮都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第1号議案について御説明いたします。お手元の「議案書」2ページの計画書及び3ページの位置図を御覧ください。

今回、区域区分の変更を行う地区は、上三川町上三川インター南地区と芳賀町芳賀工業団地第2地区の2地区となります。

3ページの位置図を御覧ください。上三川インター南地区は、図面左下の赤線で囲んだ地区です。上三川町役場の北側に位置し、新4号国道を挟んで日産自動車栃木工場の西側に面した、面積約11haのエリアです。芳賀工業団地第2地区は、図面右上の赤線で囲んだ地区です。芳賀町役場の北西に位置し、芳賀高根沢工業団地の南側に隣接した、面積約26.5haのエリアです。

2ページの計画書の一番下の「理由」に記載したとおり、宇都宮都市計画区域における産業の現状及び将来の見通しを勘案し、かつ、上三川町上三川インター南地区及び芳賀町芳賀工業団地第2地区における計画的な市街地整備が確実となったことから、本案のとおり区域区分を変更するものでございます。

それでは、それぞれの地区について詳しく説明いたします。お手元の白い表紙の参考資料1ページを御覧ください。

上三川町の上三川インター南地区についてですが、ページ左側の「1 位置図」に赤斜線で示した約11haの地区となります。本地区は新4号国道沿道で、北関東自動車道宇都宮上三川インターチェンジから約2.5kmに位置しているなど、交通利便性が非常に高い地区であります。また、本地区の北側において石田南工業団地と隣接し、石田工業団地や新4号国道東側の日産自動車栃木工場を含む一体的な産業用地として、効率的な土地利用を図ることができる地区となります。

次に、同じページの右側の「2 上位計画における位置づけ」につきましては、平成28年3月に県が定めた「宇都宮都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」におきまして、産業拠点地区と位置づけ、研究開発機能や流通業務機能も含む高度な産業の集積を図ることとしております。

また、新たな工業地の配置にあたっては、交通利便性が高い高速道路のインターチェンジ、主要な幹線道路周辺及び既存工業団地の隣接地などに、良好な就業環境の形成、地域活性化を考慮し、必要規模を適切に配置することとしております。このたび、新たな工業用地の確保について農林業との調整が整い、計画的な工業団地開発の見通しが確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

なお、区域区分の変更に併せて、上三川町では、「3 区域区分の変更に係るその他の町決定の都市計画案件」に記載したとおり、用途地域の変更、公共下水道の変更、地区計画の決定を併せて行います。用途地域については、「4 想定用途地域図」にありますとおり、周辺の工業団地と一体的な土地利用を図り、機能的な産業活動を確保するため、工業専用地域を指定する予定であります。

同じ資料の2ページを御覧ください。次に、芳賀工業団地第2地区についてですが、ページ左側の「1 位置図」に赤斜線で示している約26.5haの地区となります。本地区は主要地方道宇都宮・向田線や主要地方道宇都宮・茂木線に近く、宇都宮芳賀ライトレール線の整備により交通利便性の向上が見込まれる地区であります。また、芳賀工業団地に近く、芳賀高根沢工業団地に隣接していることから、一体的な産業用地として効率的な土地利用が図られる地区となります。

次に、同じページの右側、「2 上位計画における位置づけ」につきましては、先ほどの上三川町と同様に産業拠点地区と位置づけ、産業集積を図ることとしております。

また、新たな工業地の配置にあたっては、交通利便性が高い高速道路のインターチェンジ、主要な幹線道路周辺及び既存工業団地の隣接地などに、良好な就業環境の形成や地域活性化を考慮して、必要規模を適切に配置することとしています。このたび、新たな工業用地の確保について農林業との調整が整い、計画的な工業用地開発の見通しが確実となったことから、上三川インター南地区同様、市街化区域に編入するものです。

なお、区域区分の変更に併せて、芳賀町では「3 区域区分の変更に係るその他の町決定の都市計画案件」に記載しましたとおり、用途地域の変更を予定しています。用途地域については、「4 想定用途地域図」にありますとおり、周辺の工業団地と一体的な土地利用を図り、機能的な産業活動を確保するため、工業専用地域を指定する予定であります。

今回の変更案につきましては、昨年12月4日から18日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、変更案については、関係する2つの町の意見を聴取しましたところ、上三川町からは本年1

月 21 日付けで、芳賀町からは本年 1 月 16 日付で、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思います。御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

○2 番（藤島委員） 1 つ気になることがあるので質問させていただきます。

芳賀工業団地第 2 地区において、隣接するところに第 1 種住居地域がございます。今回、芳賀工業団地第 2 地区を工業専用地域に指定しますと、この第 1 種住居地域が全て工業専用地域に囲まれるような状況になっているのですが、第 1 種住居地域の状況は今どのようなようになっているのか教えていただけないでしょうか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 実は、今回の開発地北側の芳賀高根沢工業団地のホンダが入っているところですが、この中で従業員の宿舎等が立地しておりました。実際にそういうことで使用したわけですが、東日本大震災により建物等が被災し、その後は機能的には使われていません。今回の産業団地もございますので、今後土地利用を含めて検討するというところで、今回の変更についてはそのままとしております。以上です。

○2 番（藤島委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにいかがでしょうか。

特にこれ以上御質問がないようでしたら、本案件につきまして原案どおり議決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件につきましては原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

---

○議長 それでは第 2 号議案に移ります。「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第 2 号議案について御説明いたします。「議案書」5 ページの計画書並びに 6 ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、6 ページに赤色で表示しております宇都宮都市計画道路「1・5・1 号大谷スマートインターチェンジ上り線」、「1・5・2 号大谷スマートインターチェンジ下り線」及び「3・2・101 号大通り」の合計 3 路線でございます。

「1・5・1 号大谷スマートインターチェンジ上り線」は、宇都宮市宝木町 2 丁目を起点として、同地区を終点とする、延長約 430m の自動車専用道路です。

同じく「1・5・2 号大谷スマートインターチェンジ下り線」は、宇都宮市駒生町を起点として、同地区を終点とする、延長約 350m の自動車専用道路となっております。

この 2 路線は、宇都宮市が計画している、「(仮称) 大谷スマートインターチェンジ」の設置に伴い、宇都宮市の中心部から東北縦貫自動車道へのアクセス性を高め、利用者の利便性確保や地域活力の向

上に資するものでございます。

次に、「3・2・101号大通り」は、宇都宮市川向町のJR宇都宮駅を起点とし、宇都宮市駒生町、東北縦貫自動車道との交差点になります。これを終点とする延長約6,280m、変更後は6,480mとなる幹線街路であり、市中心部において高度で複合的な土地利用を図る広域拠点の形成、周辺的生活拠点と連絡する役割を担っております。

今回の変更は、宇都宮市の交通の現状、将来の見通しを勘案し、大谷スマートインターチェンジに関する都市計画道路の2路線を新たに追加し、アクセスする関連道路となります。3・2・101号大通りの終点の位置を200m延伸する変更を行うものでございます。

詳細については、お手元の白い表紙の「参考資料」を用いて御説明いたします。

3ページ目の「1 位置図」を御覧ください。青色の破線の四角で囲っている部分を拡大したものが、4ページの「2 平面図」になります。こちらを御覧ください。平面図に表示してありますアルファベット小文字のaからcの位置における道路の横断構成につきましては、5ページの「3 横断図」に記載しておりますので、併せて御覧ください。

では4ページで御説明します。①の「1・5・1号大谷スマートインターチェンジ上り線」についてですが、2車線で、車道部の標準幅員が14.5m、延長が約430m、福島方面から出て、東京方面へ入る道路となります。a・bの間の膨らんでいる部分に料金所が設置されます。

5ページを御覧ください。aの横断構成については、料金所を出てから外側の市道区間となります。1車線あたりの車線幅員は3m、路肩が0.5m、道路幅員7mとなります。現在の高速道路が周辺地盤より高くなっていることから、これに接続する大谷スマートインターチェンジ上り線及び下り線とも盛土構造となり、道路両側のブロック積みを含む幅員が今回定める都市計画道路の区域となります。

bの横断構成については、料金所から内側の高速道路の区間となります。1車線あたりの車線幅員は3.5m、路肩が2.5m、中央帯が2.5mの、道路幅員14.5mとなります。先ほどと同様に、道路両側のブロック積みなどを含む幅員が今回定める都市計画道路の区域となります。

4ページ②の「1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線」についてですが、2車線で、車道部の標準幅員が14.5m、延長が350m、東京方面から出て、福島方面へ入る道路となります。

横断構成については、先ほど御説明いたしました「1・5・1号大谷スマートインターチェンジ上り線」と同様の、aとbの横断構成となります。

4ページの③「3・2・101号大通り」についてですが、これまでの路線の終点である東北縦貫自動車道との交差点、黄色で示しております位置を、1・5・2号大谷スマートインターチェンジ下り線と交差するところまで西側に約200m延伸するものでございます。終点の位置については大谷スマートインターチェンジ下り線との交差点までとなっておりますが、右折車線に必要な区間を交差点の影響範囲として200m先まで都市計画道路の区域として含めております。

横断構成については、5ページのcにありますとおり、1車線あたりの車線幅員は3.25m、自

転車専用通行帯は両側に幅員 1 m ずつ、歩道は両側に幅員 2.5 m ずつ配置し、総幅員は 20 m と変更ありません。

第 2 号議案の変更案につきましては、昨年 12 月 7 日から 21 日までの 2 週間公衆の縦覧に供しましたところ、42 名の方から意見書が提出されております。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

大森委員が到着されましたので、ただいまから議事に参加していただければと思います。

今、事務局から御説明がありました。意見書に関しましてはその後御説明していただきますが、まずはこれまでの説明の中で御質問や御意見がございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問や御意見がないようですので、先に申し上げましたとおり、意見書に関しましては、栃木県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する個人情報等の審議にあたりますので、これより審議を非公開とさせていただきます。報道関係者及び傍聴人の方々におかれましては、本案件の審議が終わるまで御退席くださいますようお願いいたします。

(傍聴者・報道関係者 退席)

---

本部分に関する審議については、栃木県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する個人情報の審議に当たることから非公開としています。

---

○議長 それでは、これより会議を再び公開といたします。

(傍聴者・報道関係者 入室)

御退席いただいた方もおられますので、先ほどの審議結果についてお知らせいたします。

第 2 号議案につきましては、宇都宮市から都市計画上支障がない旨の回答を得ていること、また、意見書によりさまざまな御意見が提出されましたが、意見に対する県の考え方を踏まえても、都市計画の内容は妥当であると認められるため、原案どおり議決いたしました。

なお、今後、当該事業を進めるにあたって、引き続き地域の皆様に丁寧に説明をしていただき、一人でも多くの理解が得られるよう努めていただきたい旨を、事業主体であります宇都宮市に事務局からお伝えいただくこととしておりますので、併せてお知らせいたします。

---

○議長 それでは、第 3 号議案に移りたいと思います。第 3 号議案「宇都宮都市計画事業築瀬土地区画整理事業の事業計画の決定に関する意見書について」を議題といたします。

先に申し上げましたとおり、土地区画整理事業の事業計画の決定に関する意見書の内容を審査するものであります。栃木県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する個人情報等の審議にあたりますので、これより審議を非公開といたします。報道関係者及び傍聴人の方々におかれましては、本案件につきましても、審議が終わるまで御退席くださいますようお願いいたします。



(傍聴者・報道関係者 退席)

---

本部分に関する審議については、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議に当たることから非公開としています。

---

それでは、これより会議を再び公開といたします。しばらくお待ちください。

(傍聴者・報道関係者 入室)

再開させていただきます。御退席いただいた方もおられましたので、先ほどの審議の結果についてお知らせいたします。

第3号議案の意見書につきましては、不採択といたしましたのでお知らせいたします。

---

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして報告事項に移ります。

報告第1号「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況について」でございますが、この件につきましては、大森委員が専門委員会の委員長でもございますので、専門委員会における検討状況につきまして報告をお願いいたします。

○3番(大森委員(専門委員会委員長)) それでは、栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況につきまして御報告させていただきます。白い表紙の「報告資料」を御覧ください。

2枚おめくりいただいて、資料1ページの『都市づくりに関する考え方』に関する調査検討の経緯にございますとおり、昨年2月の第172回栃木県都市計画審議会において、知事から、次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方について諮問を受け、「都市づくりに関する考え方」と、「都市計画区域や区域区分に関する考え方」の2つの観点について調査検討してまいりました。

1ページ目でございますように、これまで4回の専門委員会を開催いたしまして、①の「都市づくりに関する考え方」につきまして取りまとめが終わりましたので、本日御報告させていただきます。インデックス「概要版」のA3の資料を御覧ください。

タイトルにもございますが、「都市づくりに関する考え方」については、「とちぎの都市ビジョン改定素案」という形で取りまとめさせていただいております。

基本的には、現在の“とちぎの都市ビジョン”の目指すべき都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」を継承した内容となっておりますが、資料にありますとおり、改めて「Ⅰ 都市が抱える現状と問題等」、「Ⅱ 都市づくりの課題と方向性」について検証いたしまして、目指すべき都市構造を設定しております。こちらについては昨年7月及び10月の都市計画審議会においても中間報告させていただいておりますが、都市のスポンジ化や既存集落におけるコミュニティ維持への対応など新たな課題を踏まえ、右側の「Ⅲ 目指すべき都市構造『（仮称）とちぎのスマート+コンパクトシティ』」

とし、これまで取り組まれてきた拠点形成や交通ネットワークの強化、環境対策などに加え、健康まちづくりやICT技術などを活用するスマートシティの考え方などを導入し、持続可能で賢いコンパクト+ネットワークの都市づくりを推進していくこととしております。

目指すべき都市構造の実現にあたりましては、5つの基本目標と3つの基本姿勢を掲げることとしており、ここまでを前回の都市計画審議会において御報告しております。本日は、各基本目標についての具体的な戦略について御説明いたします。

次のページを御覧ください。「概要版」A3の2ページ目です。1ページ目も2ページ目も、赤い文字のところが主な継続強化箇所、赤い太文字のところが主な追加箇所となっております。

左上から、「都市づくり基本目標（1）誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくり」では、5つの戦略を提示しております。

新たな戦略として「（1）－⑤ 既存集落における小さな拠点の形成」を追加しており、既存市街地における拠点形成だけではなく、郊外部の集落についても維持・連携を図っていくこととしております。また、より一層都市機能の集積を図るため、都市のスポンジ化への対応やエリアマネジメントの導入などについても提示してございます。

続いて下の「基本目標（2）誰もが安全でスムーズに移動できる都市づくり」でございしますが、新たに戦略（2）－②として、LRTまたは地域共助型生活交通、自動運転など、地域の状況に応じた交通手段の導入と、効率的で効果的な交通ネットワークの再構築について提示しております。

真ん中上の「基本目標（3）持続可能で効率的な都市づくり」ですが、公共施設の再編、長寿命化など、これまで行ってきた都市経営コストの削減に加え、（3）－③ 健康まちづくりの推進による、税制負担の軽減や地域コミュニティの活性化などについて提案しております。

その下の「基本目標（4）新技術を活用した環境にもやさしいスマートな都市づくり」では、現在のビジョンにある環境への対応を継承するとともに、自動運転やドローンなどの新たな技術を活用し、公共交通機能の維持向上や効率的なインフラ管理、災害への対応などを進めていくこととしております。

なお、こちらについては、2ページ目の右下に縮小した「スマートシティの導入イメージ図」を掲載しておりますが、本編の31ページに大きくしたイメージ図も掲載してございます。

こちらの図は、前回の報告において御提示しておりますが、国が作成したまちづくりに活かされる技術イメージから、栃木県において導入可能な施策のイメージを掲載しております。将来はここになような施策も出てくるかもしれませんが、少子高齢化が進む中、賢く都市を持続し、人々の生活環境を維持し、また豊かな生活としていくためには、これらの新しい技術を柔軟に導入していくことが必要と考えております。

最後に、A3 2ページ右上の「基本目標（5）とちぎの魅力や強みを活かした都市づくり」につきましては、引き続き、豊かな自然環境や観光地など魅力ある地域資源を活用した個性ある都市づくり、恵まれた立地環境や優れた交通ネットワークを活かした産業の振興などを推進するとともに、これから人口減少等に伴い、市街地内の農地等についても保全し、レクリエーションや教育・学習の場

として活用していくことを新たに戦略として追加しております。

そして「都市づくり基本姿勢」ということでその下に3つございますが、「(1) 医療や福祉、産業、環境など各種政策と連携した都市政策の展開」については継続し、「(2) 多様な主体と協働・連携した都市づくり」においては、引き続き企業や大学との連携を継続しつつ、人材の育成についても進めていくことが重要と考えております。また、「(3) 都市のマネジメント」は、これまでの都市計画は将来像を描いて実現するまでを評価の対象としておりましたが、実現後まで含めた時間軸を持ったマネジメントが重要となってくるものと考えております。

以上が、次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方のうち、都市づくりに関する考え方についての調査報告となります。

今後は、都市計画区域や区域区分に関する考え方について調査検討を進め、次回第176回都市計画審議会において、最終的な調査検討結果について報告させていただきたいと考えております。

以上で専門委員会の調査検討状況について報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして御質問や御確認したい点がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ではお願いします。

○1番(福田委員) 先ほどの説明の中で、赤い字の太さによって意味合いが違っていた感じがしましたので、申しわけないのですが、そこをわかりやすく教えていただければと思います。

○3番(大森委員(専門委員会委員長)) A3の1ページ目の右上に注意書きがございますが、細い赤字の部分が現在のビジョンから継続して強化していく箇所という意味です。細い字と太い字を見分けるのが難しいのですが、太いところは今回新たに追加した箇所でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○1番(福田委員) はい。

○議長 そのほかにいかがでしょうか。

私もこの専門委員会に入って最初の段階でお手伝いしたわけですが、「とちぎの都市ビジョン」ということで、前回までは「エコ・コンパクトシティ」という言い方をしていたのですが、昨今、国でもエコ・コンパクトという言い方をしております。そういった意味では、今一番国が目指している「スマートシティ」という言葉を、恐らく47都道府県の中で先んじて栃木県が使って、これを前面に打ち出すことによって、本県の特徴を出しながら力強くまちづくりを進めていくということだと私自身は理解しております。大森委員には取りまとめにあたっていろいろと御尽力いただいたわけですが、皆様から何かありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

特になければ、ただいま御説明いただいた「都市づくりに関する考え方」の取り扱いですが、今回の報告内容は、昨年2月に県から本審議会宛に諮問されました「次期栃木県都市計画区域マスタープラン策定にあたっての基本的な考え方」の一部でもございます。専門委員会は引き続き調査検討が行われると聞いておりますが、最終的な報告は次回以降ということになると思います。ただ、それに伴い正式な答申も次回以降となるのですが、諮問の際に県から提示されております今後のスケジュールを配慮いたしまして、「都市づくりに関する考え方」につきましては、今回の報告をもって先行して

県に答申する形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

内容に大きな齟齬がなければ、本審議会としてお認めいただいて、最終的には委員会でまとめたもので正式決定するという手続をとらせていただければと思いますが、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○議長 特に御異論がないようですので、正式な答申前ではございますが、今後、県が必要な作業を進めることについて本審議会は了承したと理解して、今後のスケジュールについて幹事から御説明いただければと思います。

○幹事(栃木県都市計画課長) 御報告並びに御承認、大変ありがとうございました。

それでは今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後、県として作業を進めることについて御了承いただきましたので、御報告いただいた内容を「とちぎの都市ビジョン(案)」として、来月3月にパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。パブリックコメントでの県民の皆様方、関係者の御意見を踏まえまして、最終的には今年夏頃に「とちぎの都市ビジョン」を決定し公表したいと考えております。公表にあたりましては、改めて、次回の都市計画審議会を本年夏頃に開催予定ですので、そこで御報告させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールについては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明について御質問はございますか。

御質問がないようですので、以上をもちまして本日の議事を全て終了したいと思います。委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

本日の資料ですが、黄色及び緑色の表紙の「意見書の概要」、「意見書の概要に関する参考資料」、「参考資料別冊」につきましては、内容に個人情報に関する事項が含まれております。栃木県個人情報保護条例により個人情報の適正な管理が求められておりますので、事務局の方でお預かりさせていただきます。恐れ入りますが、お帰りの際に席にそのまま置いてお帰りください。後ほど事務局で回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日用意いたしましたその他の資料が不用な場合には、そのまま机の上に置いたままで結構です。

以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。

午後4時 閉会